

第 1 回会議やその後の意見照会等における委員からの主な意見

1. 学校施設におけるバリアフリー化の加速に向けた緊急提言について

(1) 学校施設におけるバリアフリー化の加速が必要となる背景等

- ・障害があっても地域の学校に行けるよう、障害者権利条約に基づき、基礎的環境整備を進めるべき。
- ・市内の中学校がバリアフリー化されておらず、やむを得ず市外の学校に通うこともあった。
- ・学校は生涯学習拠点としても重要であり、地域住民が日常的に学校に来れる環境を整備することが重要。
- ・障害のある教職員の働きやすい環境整備の観点や、障害がある保護者のためにもバリアフリー化は重要。また、児童生徒等がけがをした際にも有効。

(2) 学校施設のバリアフリー化推進の基本的な考え方について

- ・視覚障害や聴覚障害も含めた様々な障害の特性に応じたバリアフリー化が重要。
- ・公立小中学校だけでなく、学校種や設置主体に関わらず推進方策を検討すべき。
- ・建物内部だけでなく、建物間や駐車場から建物までの経路等も含めて学校内の円滑な移動が確保できることが重要。
- ・災害時の適切な避難経路の確保の視点や、水害時における上層階への移動の観点も重要。
- ・LGBTsの視点や、小児慢性特定疾病にかかっている児童等を含む医療的ケア児の視点、外国籍の子どもの視点も検討すべき。

(3) 国の推進方策について

- ・小規模な自治体も含め全国で取組が進むよう、学校設置者の負担をできるだけ軽減する国の支援策が必要。
- ・公立学校施設におけるバリアフリー化を推進するため、補助率の嵩上げや、建築単価を見直すとともに、計画を実現するための予算確保が必要。
- ・設置したエレベーター等を適切に維持管理できるよう支援することや、地方財政措置による支援も検討することが必要。
- ・避難所としての状況だけでなく、児童生徒等が学び、教職員が働く場としてのバリアフリー化の状況を把握し、公表するべきではないか。
- ・既存の学校を含めたバリアフリーに係る具体的な目標を定めるべき。今後5年間で緊急かつ集中的に整備を進める基本方針を示してはどうか。

- ・整備目標は各学校設置者の実態を踏まえた現実的なものになるよう配慮すべき。
- ・都道府県と連携し、学校設置者の取組を推進していくことが重要。
- ・都道府県からの補助・支援を広げる仕組みも必要ではないか。

(4) 学校設置者等の推進方策について

- ・バリアフリー化の状況を学校評価の項目・指標に加え、バリアフリー化を進めた学校が評価されるようにすべき。

2. 学校施設のバリアフリー化の標準的に備えるべき姿・目指すべき理想の姿について

- ・ある程度強制力をもって進めていく最低限の具体的な基準を設けてもよいのではないか。
- ・トイレの洋式化は重要であり、特に、体育館における障害者等に配慮したトイレの整備は避難所機能の確保の観点からも重要。
- ・各階に障害者等に配慮したトイレが設置されることが理想的。学校施設のバリアフリー化の目指すべき姿や標準的に備えるべき姿を示す必要。
- ・教室までの経路だけでなく、教室内部も車いすで円滑に移動できるよう通路スペースを確保するなどし、障害のない子供と一緒に学べる環境を構築していくべき。
- ・特別支援学校の児童生徒が小中学校に訪問した時に円滑に交流及び共同学習が可能となるよう予め空間を確保しておく必要がある。
- ・災害時の避難を考慮すると、複数のバリアフリールートを確保することが重要。
- ・センサー付きの自動水洗は、車椅子利用者や力が弱い人が使いやすだけでなく、コロナ対策の観点からも有効。

3. 学校施設のバリアフリー化推進指針の改訂について

(1) 平面計画、各室計画上の留意点について

- ・教室と廊下が区切られていないオープンな教室では情緒不安定になる子供もいるため、可変性のある間仕切りを整備することや、発達障害の子供がカームダウンするため、小規模な空間を整備することが有効。
- ・障害の種類は多様であり、様々な児童生徒に対応できるよう、予め可変性の高い空間として整備しておくことが重要。
- ・難聴の子供が先生の声を聞き取りやすくするためには、可能な限り周囲の雑音が減らせるよう工夫することが必要。

(2) 敷地内通路の段差解消、トイレ（一般、多機能トイレ）、手すり、出入口、エレベーター、その他の施設・設備の留意点について

- ・知的の特別支援学級の場合、教室の近くにトイレがあることも重要。
- ・トイレの改修においては、手すりを設置し、出入口の幅を適切なものとすることも重要。
- ・既存のバリアフリー化の整備内容が、ニーズに的確に対応した仕様等になっているかの

点検・検証が必要。

4. その他

- ・障害を可哀そうだという受け止める教職員もいる。障害者に対する理解を深め、教室内の環境整備を進めるため、教職員の心のバリアフリーは重要。
- ・バリアフリー化が進んでいる都道府県立の特別支援学校についても、市区町村が指定する避難所としての活用が進むことが望ましい。障害者は、他の人と比べてスペースをとることや、騒いでしまうこともあり、通常の避難所に受け入れてもらえないことがあることから有効。
- ・バリアフリー法の改正については、できるだけこれから進行する事業に反映していく観点からも、施行を待たず早めに発信すべき。
- ・具体的な整備計画は、障害のある児童生徒やその保護者、教職員、地域の障害者団体等からの要望を踏まえつつ策定すべき。